

東京大学大学院総合文化研究科組織規則の一部を改正する規則（案）（令和 年 月 日東大規則第 号）

改正理由：東京大学基本組織規則第 4 4 条の規定に基づく附属施設として駒場アカデミック・ライティング・センターを新設することに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
<p>(略)</p> <p>(附属施設等)</p> <p>第 1 5 条 研究科に、基本組織規則第 4 4 条の規定に基づき、教育又は研究のための附属施設として、グローバル地域研究機構、国際環境学教育機構、国際日本研究教育機構、教養教育高度化機構及び先進科学研究機構を置く。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(附属施設等)</p> <p>第 1 5 条 研究科に、基本組織規則第 4 4 条の規定に基づき、教育又は研究のための附属施設として、グローバル地域研究機構、国際環境学教育機構、国際日本研究教育機構、教養教育高度化機構、<u>先進科学研究機構及び駒場アカデミック・ライティング・センター</u>を置く。</p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。